

■2018 年度 S 日程卒業見込者特別入試法律科目試験 「商法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨】

株主総会と取締役会において、それぞれの決議について特別の利害関係を有する者の議決権が、会社法上どのように扱われているか、また、これらの議決権が行使された場合における株主総会決議または取締役会決議の効力について問う問題であるが、株主総会と取締役会におけるそれぞれの議決権の性質の違いを踏まえて論じることが求められている。

【解説】

(1) 株主は、自分の利益のために会社に出資しているのに対して、取締役は、出資者たる株主から経営を委ねられている受任者であり（会社法 330 条。以下、条文は会社法）、会社のために忠実にその職務を執行する義務を負っていることから（355 条）、株主総会における株主の議決権と取締役会における取締役の議決権は、会社法上異なった取扱いを受ける。

(2) 自分の利益のために出資している株主は、株主総会における議決権を会社のために行使する義務はなく、自己の利益のために行使してよいので、問題となる決議について他の一般株主とは異なる利害関係を有する株主（特別利害関係人）であっても、議決権を行使することは妨げられないのが原則である（831 条 1 項 3 号は、これを前提とする規定である。自己株式の取得の場合における例外について、140 条 3 項・160 条 4 項参照）。例えば、株主でもある取締役の報酬等の決議（361 条）について、当該株主兼取締役は、特別利害関係人に該当するが、議決権を行使できる。ただし、特別利害関係人が議決権を行使したことにより他の株主に著しい不利益を及ぼすような著しく不当な株主総会決議が成立したときは、決議取消しの対象となる（831 条 1 項 1 号）。

(3) 一方、会社のために忠実に職務を行うべき義務を負っている取締役の場合は、取締役会における議決権をもっぱら会社のために行使しなければならないところ、決議に個人的な利害関係を有するときは、会社の利益より自分の利益を優先して、取締役としての職責を全うできなくなるおそれがある。そこで、忠実義務違反となるような議決権行使を未然に防止して、決議の公正を確保するため、問題となる決議に特別利害関係を有する取締役は、取締役会の議決に加わることができないものとされている（369 条 2 項）。取締役の競業や利益相反取引の承認をする取締役会決議（365 条

1 項・356 条) や、取締役の責任の一部免除をする取締役会決議 (426 条 1 項) における当該取締役がその例である。特別利害関係を有する取締役が議決に参加してなされた取締役会決議は、株主総会の場合のような特別の規定 (830 条・831 条) はないため、私法の一般原則に従い、その決議は当然無効となる。この場合でも、判例は、議決に加わった取締役を除外してもなお決議の成立に必要な多数の賛成が得られている場合は、その効力は否定されないとする (最判平成 28 年 1 月 22 日民集 70 卷 1 号 84 頁)。しかし、当該取締役が決議に参加することによって、他の取締役の判断が影響を受けるおそれがあることから、安易に決議を有効とすべきではないとする批判も強い。

以上